

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県条例第四十号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。  
第十七条第二項及び第六十二条第二項中「勧告又は」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。